

## (4)「三重県一般海域等管理条例(仮称)」(骨子案)について

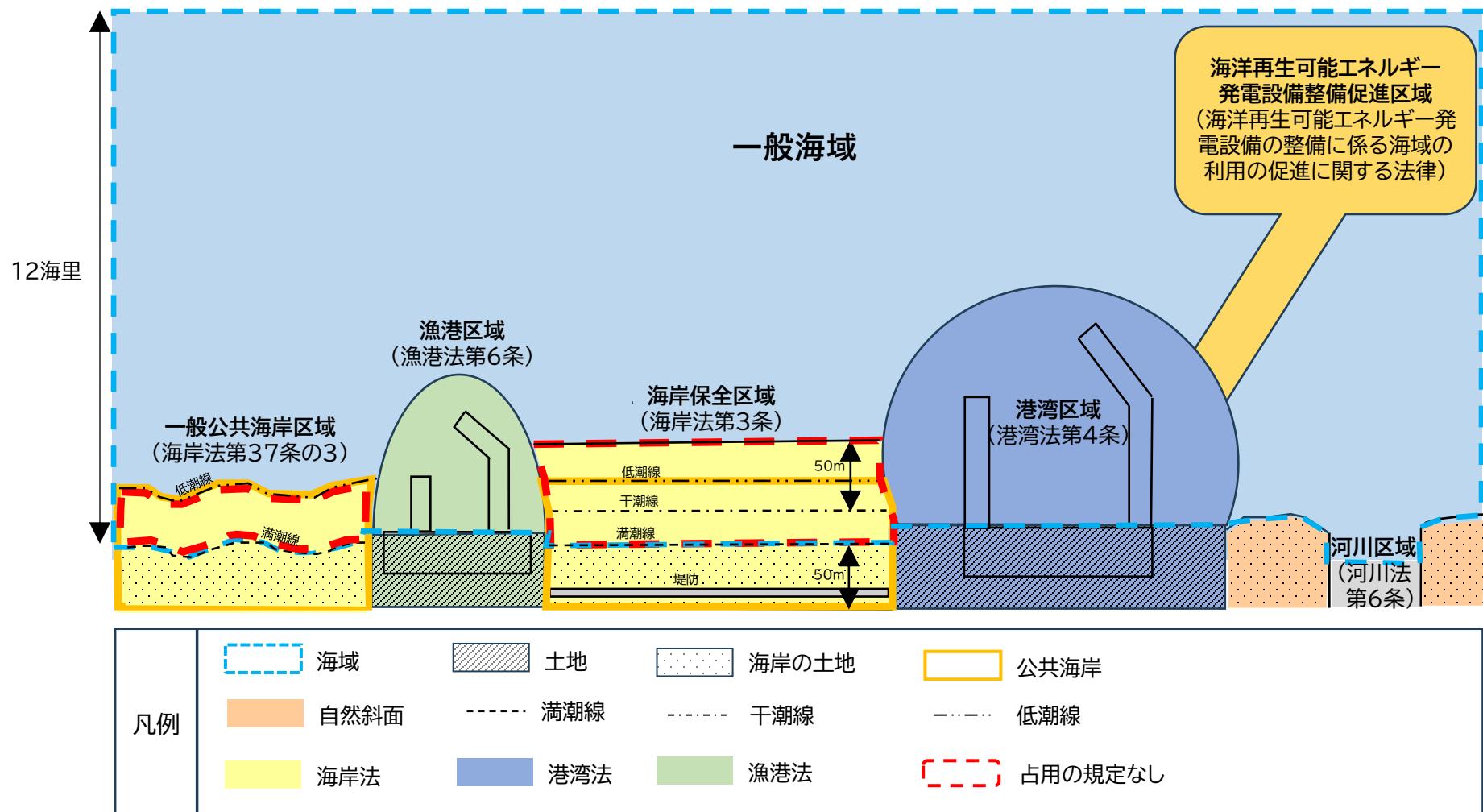
# 「三重県一般海域等管理条例(仮称)」(骨子案)について

目的	一般海域等を適正に管理するため、放置船の措置を規定した条例を制定する。
背景	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 港湾・河川・漁港の放置船は約2,000隻 うち沈廃船は約260隻<ul style="list-style-type: none"><li>▶▶ 各法令により措置（賀田港・浜島港では撤去を命令し、行政代執行を実施） ＜他の水域から持ち込まれ放置＞</li><li>一般海域を含めて放置船を解消するため各地区において「放置船対策推進会議」を設置</li></ul></li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 津波・高潮による二次被害発生</li><li>○ 沈廃船からの油流出による環境への影響</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 一般海域では56隻の放置船が確認されている。（浜島港周辺54隻、賀田港周辺2隻）<ul style="list-style-type: none"><li>▶▶ <u>現法令では解消するよりどころがなく措置不可能</u> 〔・他の水域から持ち込まれることがないように、禁止区域の指定や罰則の規定が必要〕</li></ul></li></ul>
あり方検討会	<p>条例(案)を作成するために有識者で構成する「三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会」を設置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 委員 葛葉教授（三重大学大学院）[会長] ※水文学 西澤弁護士（楠井法律事務所）[副会長] 植地常務理事（三重県漁業協同組合連合会） 清野准教授（九州大学大学院）※沿岸・流域環境保全 三浦教授（神奈川大学）※行政法、地方自治法、環境法、沿岸域法</li><li>○ オブザーバー 三重県警察本部 第四管区海上保安本部</li><li>○ これまでの経緯 第1回 令和7年 9月17日開催 課題・目的の検討 第2回 令和7年10月23日開催 骨子案の作成</li></ul>

## 他都道府県一般海域管理条例における規定状況

## 条例骨子(案)

①目的	一般海域等を適正に管理するための目的を示す
②定義	条例における適用区域を明確にするため、「一般海域等」について定義
③禁止行為	指定された区域に船舶等を放置してはならないことを規定
④占用等	<p>環境の保全や適正な利用を図るため占用等の許可を規定</p> <p><u>④-1 占用等の許可</u> 一般海域等の占用又は海底の土地の形状変更を行う場合は許可が必要であることを規定 <u>④-2 適用除外</u> 他法令で承認等を受けた行為については「占用等の許可」の適用除外とすることを規定 <u>④-3 許可の特例</u> 公共事業においては、協議をもって占用等の許可に替えることを規定 <u>④-4 占用の基準</u> 一般海域等の「目的」を阻害する占用申請に対して許可しないことを規定 <u>④-5 占用料等</u> 徴収金額等を規定 <u>④-6 地位の承継</u> 許可を受けた者の相続人等は、届出が必要であることを規定 <u>④-7 権利の譲渡</u> 権利を譲渡するときは、承認が必要であることを規定 <u>④-8 原状回復義務</u> 占用期間満了時には、現状回復することを規定 <u>④-9 占用等の廃止</u> 占用を廃止するときには、届出が必要であることを規定</p>
⑤監督処分	公共事業で使用する等、やむを得ないときは許可の取り消し等をすることができることを規定
⑥放置船舶等の措置	所有者の有無にかかわらず放置された船舶等に対する措置を規定
⑦立入検査等	指定した区域に放置された船舶等に立ち入ることができることを規定
⑧罰則	禁止行為、占用許可等に違反した場合、拘禁刑又は罰金刑に処すことを規定
⑨委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定めることを規定



海岸法に規定された区域内の  
海域は占用の規定なし  
※上図 [ ] の範囲

本条例において占用許可を規定

「一般海域等」と定義  
※上図 [ ] + [ ] の範囲